

御嵩町公告契約第 10 号

業務委託等条件付き一般競争入札を施行するので、御嵩町契約規則(昭和 39 年御嵩町規則第 7 号)第 2 条及び第 3 条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 6 年 5 月 8 日

御嵩町長 渡 辺 幸 伸

1. 業務委託等条件付き一般競争入札における業務発注表

委託等区分	建設コンサルタント【下水道部門】		
委託等番号	下委 第 6-6 号		
委託等名	御嵩町公共下水道事業全体計画見直し及び事業計画変更等業務委託		
履行等場所	御嵩町地内		
委託等概要	<ul style="list-style-type: none"> ・全体計画見直し（区域見直し無・目標年度及び計画諸元の変更） ・事業計画変更（区域変更無・事業施行期間の延伸） ・都市計画事業認可申請図書（区域変更無・事業施行期間の延伸） 		
履行期間	契約締結日 から 令和 8 年 3 月 20 日（金）まで		
提出書類等	1. 入札参加申請書 2. 営業所等の状況調書(名簿登録外の営業所等での申請の場合のみ) 3. 配置予定技術者等の資格、在籍及び業務経験調書 4. その他資格証明に必要な書類（ホームページなど） ※3、4については「2 入札に参加できる者の資格条件（3）」を参照		
予定価格	事後公表	入札方法	電子入札
内訳書	要	入札保証金	免除
低入札価格調査制度	なし	最低制限価格制度	なし
契約保証/前金払	契約金額 500 万円以上の場合のみ。 ※電子保証利用可能		
入札参加申請書の提出先等	提出期限 令和 6 年 5 月 13 日(月) 午後 4 時 30 分まで 提出先 電子入札システム（入札参加申請書のみ添付） <u>入札参加申請書の原本を含む、全ての提出書類は財政係窓口持参又は郵送(必着)</u>		
設計図書等の閲覧場所等	閲覧用図書等は準備していません。 入札の公告からダウンロードしてご使用ください。		
問い合わせ先 質問書等	事業担当課 上下水道課 整備係 0574-67-2111（内線 2135）担当：牧 契約担当課 総務防災課 財政係 0574-67-2111（内線 2213）担当：川上 質問等期限 令和 6 年 5 月 16 日(木) 正午まで（指定書式）		
入札受付終了日時	令和 6 年 5 月 20 日（月） 午後 4 時 00 分		
入札(開札)日時	令和 6 年 5 月 21 日（火） 午前 10 時 45 分		
入札(開札)場所	御嵩町役場 本庁舎 2 階 入札室		

2 入札に参加できる者の資格条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 御嵩町競争入札参加資格停止措置要領（平成 4 年訓令甲第 8 号）に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 次に定める条件に該当する業者であること。

①	岐阜県内に本店、支店又は営業所を有し、御嵩町競争入札参加資格審査の申請において、所在地として登録されていること。かつ営業種目において「下水道部門」が登録されていること。
②	令和元年度以降に岐阜県内の地方公共団体等が発注した下記と同種業務を単独で直接受注し、完了させた実績を有すること。 同種業務実績：公共下水道事業全体計画見直し及び事業計画変更等業務
③	以下の資格者を有していること。 ・管理技術者：総合技術監理部門（下水道）または上下水道部門（下水道）の技術士
④	本業務に従事する管理技術者・担当技術者は、岐阜県・愛知県・三重県内の事務所の常駐者とし、代表者が発行する書面を持ってこれら身分・在籍を町に証明すること。 ※在籍証明書を添付すること

- (4) 法人町民税その他の地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は同条第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをなされている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は同条第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをなされている者でないこと。
- (7) 御嵩町から、「御嵩町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 22 年訓令甲第 41 号）」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置基準に該当しないこと。

3 入札参加資格の確認に関する事項

- (1) 入札参加申請書を受理した者のうち、入札参加資格のない者には、入札日前日までに連絡します。同日までに連絡がない場合は、入札参加資格があるものとする。
- (2) 入札参加資格を有する者が、当該入札日（開札）までに入札参加資格を満たさなくなった場合は、当該入札に参加できないものとする。
- (3) 入札参加申請を取り下げようとする者は、入札（開札）日の前日までに御嵩町役場総務課に理由を記載した書面を提出すること。

4 その他

- (1) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止します。また、入札者が一人だけの場合は、入札を中止することがあります。これらの場合における損害は、入札者の負担とします。
- (2) 申請書の提出、設計図書等の閲覧等の手続は、1 の業務発注表に定めるそれぞれの期間のうち、日曜日、土曜日、祝日その他役場の休日を除く日の午前 9 時から午後 5 時までの取扱いとなります。（電子入札にあっては、電子入札システムによる。）
- (3) 低入札価格調査の基準となる価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行が確保できないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがあります。
- (4) 業務委託等条件付き一般競争入札の関係様式は、御嵩町役場ホームページの入札情報コーナーからダウンロードいただくか、御嵩町役場総務課で配布します。